

大口町告示第92号

大口町新型コロナウイルス感染症検査費用助成金交付要綱を次のように定める。

令和3年6月28日

大口町長 鈴木 雅 博

大口町新型コロナウイルス感染症検査費用助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）対策の一環として、大口町職員に対して、新型コロナウイルス感染症に関する検査（以下「検査」という。）の検査費用の一部を助成することにより、検査の受検を推奨し、感染者の把握と公共施設におけるまん延を防止し、もって町の業務継続に資することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成金の対象者（以下「対象者」という。）は、新型コロナウイルス感染症に感染した者（陽性者）及び濃厚接触者となった者と職務上接触したと所属長が認めた職員で検査を受検した者とする。ただし、対象者が濃厚接触者等として行政検査等の対象となり、検査に係る費用負担がない者は除く。

2 前項の職員とは、次の各号のいずれかに該当し、かつ、検査を受検した日に在職する者とする。

- (1) 大口町議会の議員
- (2) 大口町特別職の職員
- (3) 一般職及び技能労務職に属する大口町職員
- (4) 大口町立学校に勤務する教職員
- (5) その他町長が認める者

(助成金の額等)

第3条 助成金の額は、検査に係る費用のうち、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1に規定する区分に係るもので対象者が自ら負担した額とする。

(助成金の申請)

第4条 助成金を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、新型コロ

ナウイルス感染症検査費用助成申請書兼請求書（様式第1）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 医療機関が発行した領収書

(2) その他町長が必要と認める書類

（支給の決定及び支払）

第5条 町長は、前条に規定する申請があったときはその内容を審査し、適当と認めるときは、交付の決定を行うとともに、助成金を支払うものとする。

（助成金の返還）

第6条 町長は、助成金の支払にあたり、偽りその他不正の行為が明らかになったときは、既に支給した助成金があるときは、その全部又は一部について返還を命ずるものとする。

（その他必要事項）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

様式第 1 （第 4 条関係）

大口町新型コロナウイルス感染症検査費用助成金申請書兼請求書

年 月 日

大口町長 様

申請者

住所

氏名

大口町新型コロナウイルス感染症検査費用助成金の支給を受けたいので、
関係書類を添えて申請します。

請求金額		金 円
検査日		年 月 日
振込先口座	金融機関名	
	支店・支所名	
	口座種別	普通 ・ 当座
	口座番号	
	ふりがな	
	口座名義人	

* 添付書類

1. 検査を受検した医療機関が発行した領収書
2. その他町長が必要と認める書類